

# 一般会計および特別会計の財政事情

## 1 平成17年度決算の概要

### 一般会計決算の概要

#### 決算規模

平成17年度は、国の三位一体の改革を踏まえて平成17年3月に新たに策定した「財政危機回避のための改革プログラム」の初年度として、県行政のスリム化、「選択と集中の徹底」による施策の重点化、投資的経費の重点化・効率化等の着実な取り組みを進めた結果、決算規模については、歳入・歳出とも4年連続で前年度を下回りました。

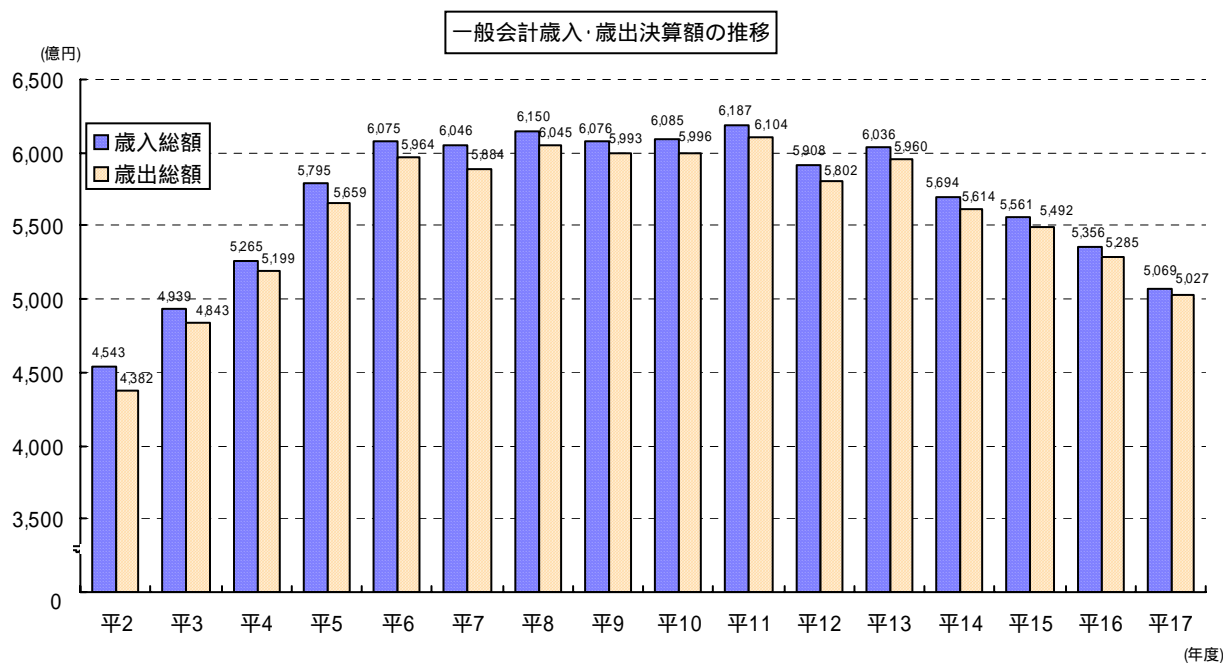
年度別の推移をみても、最も大きかった平成11年度に比べて、平成17年度は、歳入・歳出とも82%程度の水準となっています。

#### 歳入決算額

歳入決算額は、県税が前年度に比べ増加したものの、三位一体の改革の進展により国庫補助負担金が大幅に減少するとともに、地方交付税も減少しており、さらに地方交付税の一部を振り替えて発行する臨時財政対策債の圧縮等により県債の発行額も前年度を大幅に下回ったことから、総額では前年度に比べ287億2,559万3千円減少し、5,068億6,411万1千円となりました。

#### 歳出決算額

歳出決算額は、「財政危機回避のための改革プログラム」に基づき、事務事業の見直しをはじめ、緊急度・優先度を勘案した事業の「選択と集中」等に徹底して取り組んだことにより、前年度に比べ257億8,915万7千円減少し、5,026億8,246万8千円となりました。



## (1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、41億8,164万3千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、収支の均衡に努めた結果、10億3,212万3千円の黒字となっています。

しかし、前年度の実質収支額と比べると14.4%の減となり、平成17年度単年度の収支額は、1億7,365万4千円のマイナスとなっています。

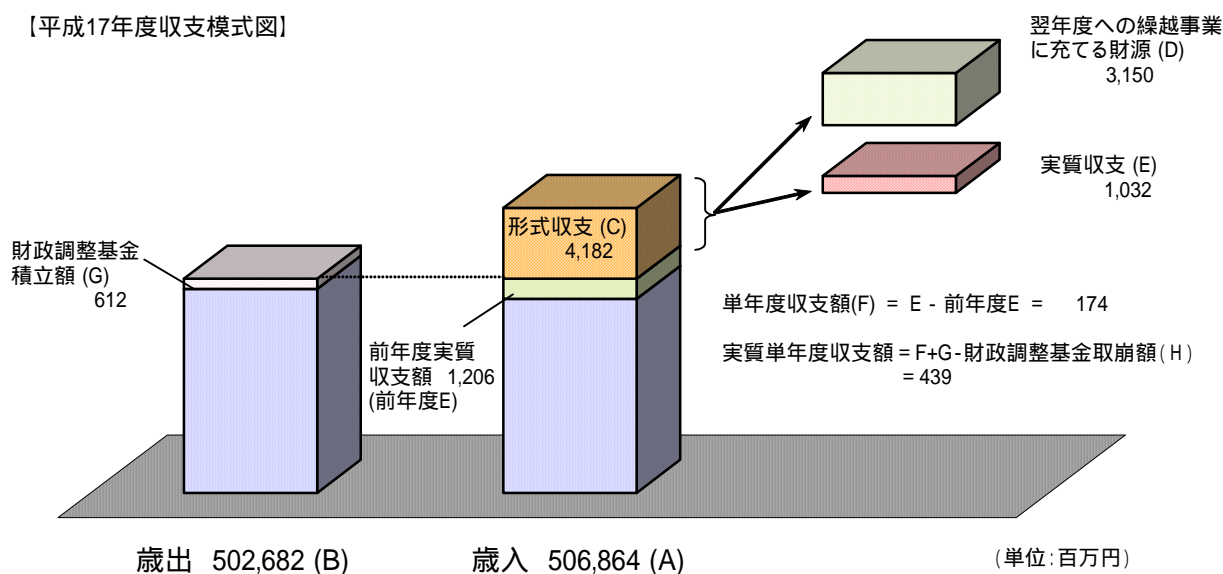
なお、財政調整基金の積立および取崩しを反映させた実質単年度収支額では、4億3,867万9千円のプラスとなっています。

平成17年度一般会計決算

(単位：千円・%)

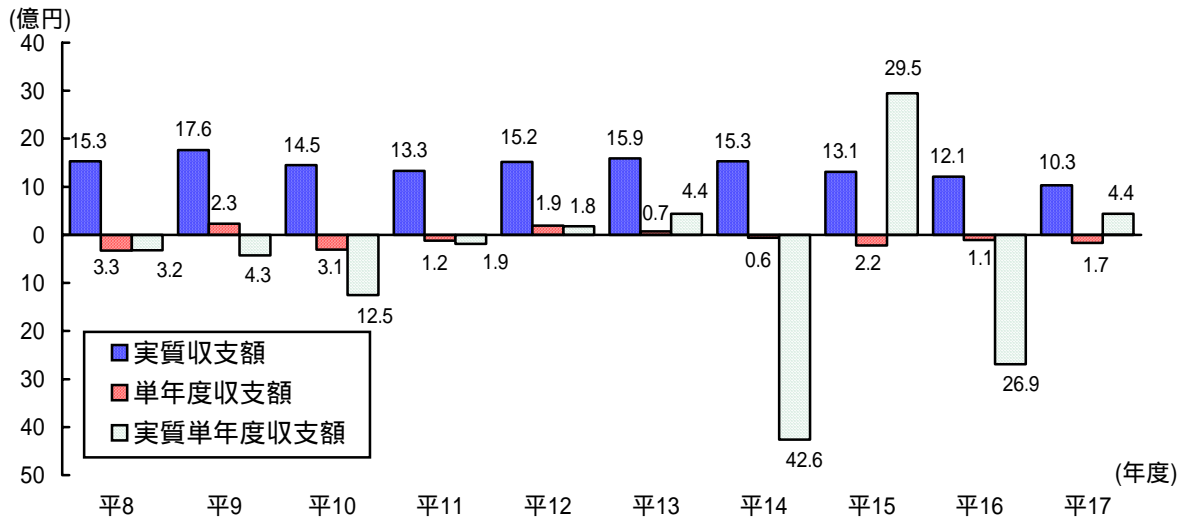
区 分	平成17年度		平成16年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	506,864,111	94.6	535,589,704	96.3
歳出総額 B	502,682,468	95.1	528,471,625	96.2
歳入歳出差引額 (A - B) C	4,181,643	58.7	7,118,079	104.1
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,149,520	53.3	5,912,302	107.0
(内訳) 繰越明許費	3,129,730	53.1	5,892,322	108.4
事故繰越	19,790	99.0	19,980	22.2
支払繰延	-	-	-	-
実質収支額 (C - D) E	1,032,123	85.6	1,205,777	92.0
単年度収支額 (E - 前年度のE) F	173,654	-	105,154	-
財政調整基金積立額 G	612,333	91.3	670,368	21.1
財政調整基金取崩額 H	-	皆減	3,257,000	皆増
実質単年度収支額 (F + G - H)	438,679	-	2,691,786	-

【平成17年度収支模式図】



収支状況の推移を見ると、毎年度、実質収支額は黒字を確保することができているところです。平成17年度においては、三位一体の改革の影響を受けて、地方交付税や臨時財政対策債が大幅な減となりましたが、財政調整基金の取り崩しをしなかったことなどにより、実質単年度収支額は若干のプラスとなっています。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移

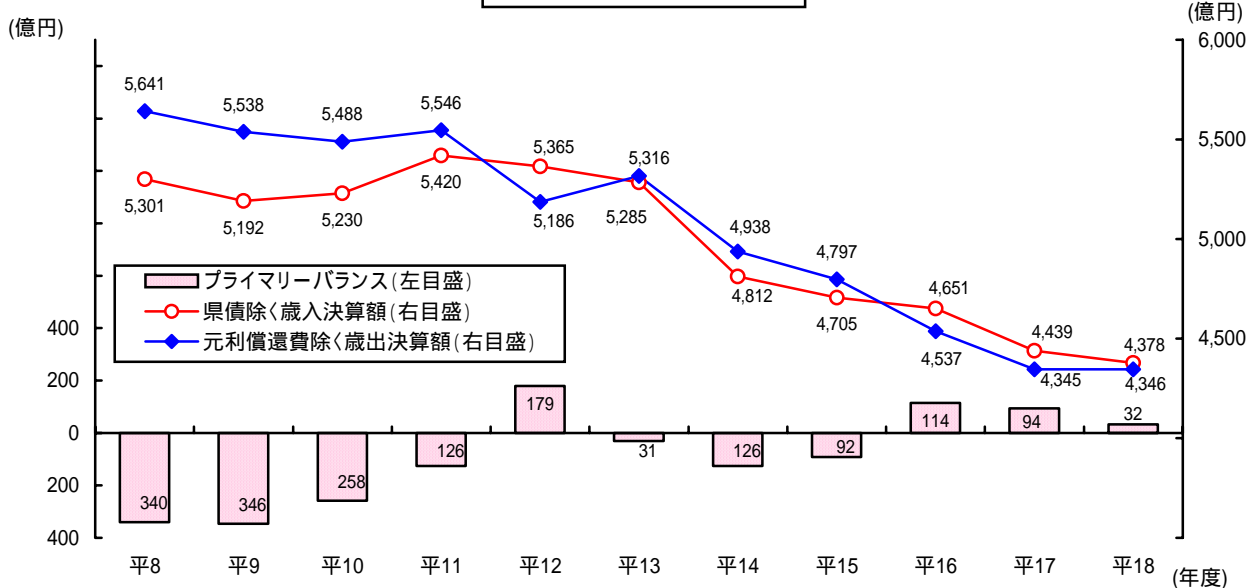


プライマリーバランスの推移を見ると、本県では、平成2年度以降、平成12年度を除き赤字の状態となっていました。投資的経費の抑制など歳出の削減等の取り組みに加えて、三位一体の改革による臨時財政対策債の減などで、県債の発行額が大幅に減少したことなどにより、平成16年度決算から黒字に転換し、平成17年度決算においても94億円の黒字となりました。

なお、プライマリーバランスが釣り合っているというのは、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債の発行に頼らない歳入で賄えていることを意味し、これが赤字であれば、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代への負担を増やしている状態にあることとなります。

\* プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債にかかる元利償還費を除いた歳出決算額の差

プライマリーバランスの推移



(注) 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。

## (2) 歳入決算額

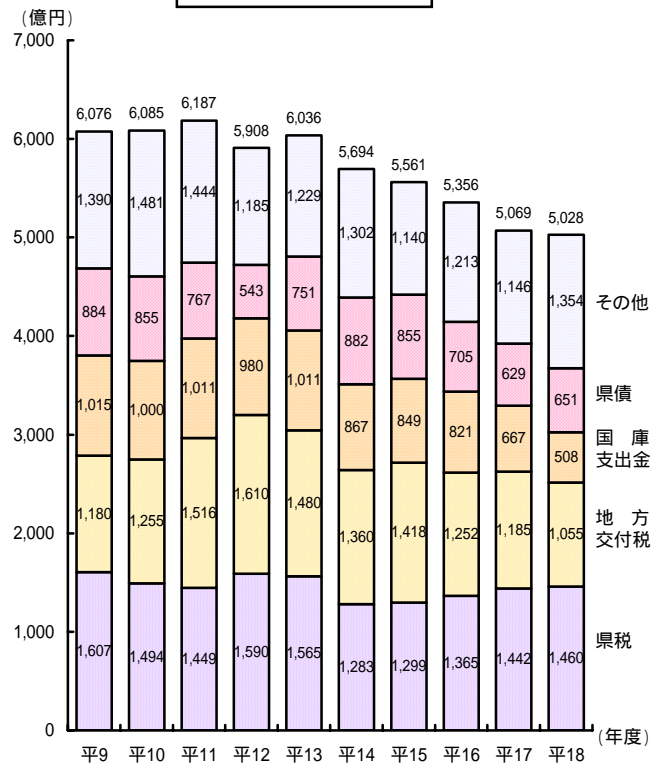
### 県税

平成17年度のがわ国の経済は、IT・デジタル分野の在庫調整が一段落し、中国向けを中心とした輸出の持ち直しや国内民間需要の増加などに支えられ、景気は回復基調となりました。本県でも製造業が引き続き堅調に推移したことや企業業績の回復が非製造業をはじめ中小の法人に広がったことから、主力の法人二税は45億2,035万8千円、8.8%の増加となり、県税総額に占める法人二税の収入割合は38.8%と三年連続の上昇となりました。

一方、その他の税目では、郵便貯金利率の低下などにより県民税利子割が大幅な減収となったものの、企業業績や個人消費の回復、株式売買の活発化、税制改正などにより個人県民税等で増収となり、全体として前年度決算額と比べて31億2,829万6千円、3.7%の増となりました。

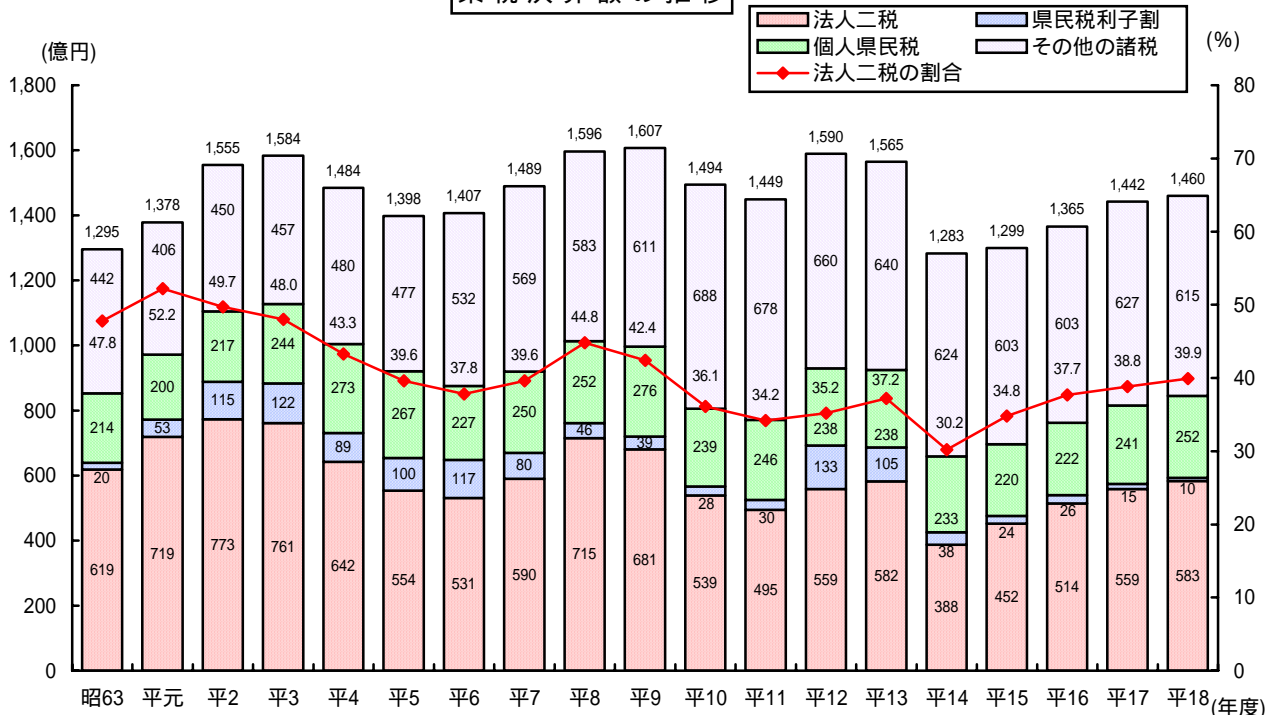
こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、76億4,865万4千円、5.6%増の1,441億9,507万8千円となりました。

歳入決算額の推移



(注) 1 県債については、借換債を除いています。  
2 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。

県税決算額の推移



(注) 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。

## 地方交付税

三位一体の改革により、地方財政計画の歳出が抑制され、臨時財政対策債を含む地方交付税総額が、9,556億円削減されたことに伴い、本県に交付された地方交付税額は、前年度に比べ67億8,868万9千円、5.4%減の1,184億5,758万8千円となりました。

## 国庫支出金

三位一体の改革における国庫補助負担金の廃止・縮小などに伴い、国庫支出金は、前年度に比べ154億5,432万4千円、18.8%減の666億9,066万3千円となりました。

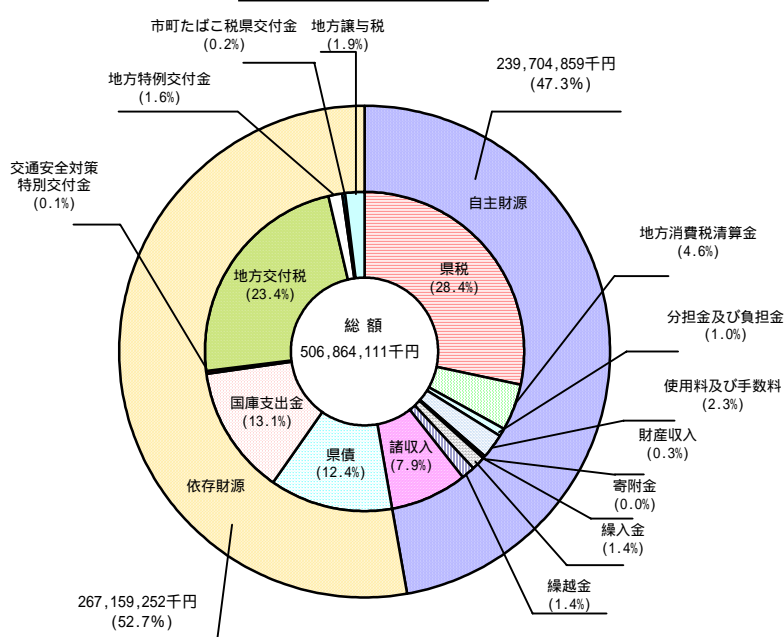
## 県債

国の地方財政対策により平成13年度から地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ67億7,270万円、22.9%減と大幅に減少したことに加え、財政危機回避のための改革プログラムに沿って投資的経費の重点化に努めたことや将来世代の負担を軽減する観点から県債の発行を抑制したことなどから、県債発行額は全体として、75億8,110万円、10.8%減の629億3,680万円となりました。

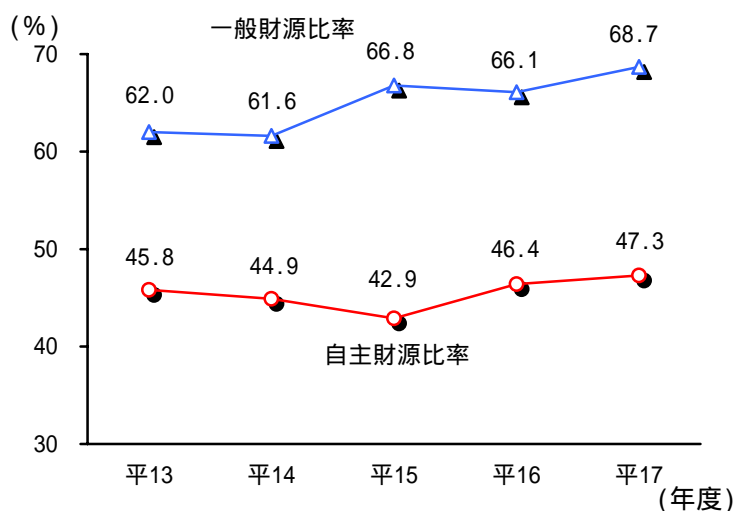
## 一般財源比率と自主財源比率

県税が増加したことや国庫支出金が大幅に減となったことなどから、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度に比べ2.6ポイント上昇し、68.7%となりました。また、自主財源である県税が増となった一方、依存財源である国庫支出金や県債が大きく減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、0.9ポイント上昇し、47.3%となりました。

歳入決算額の構成図



自主財源比率および一般財源比率の年度別推移

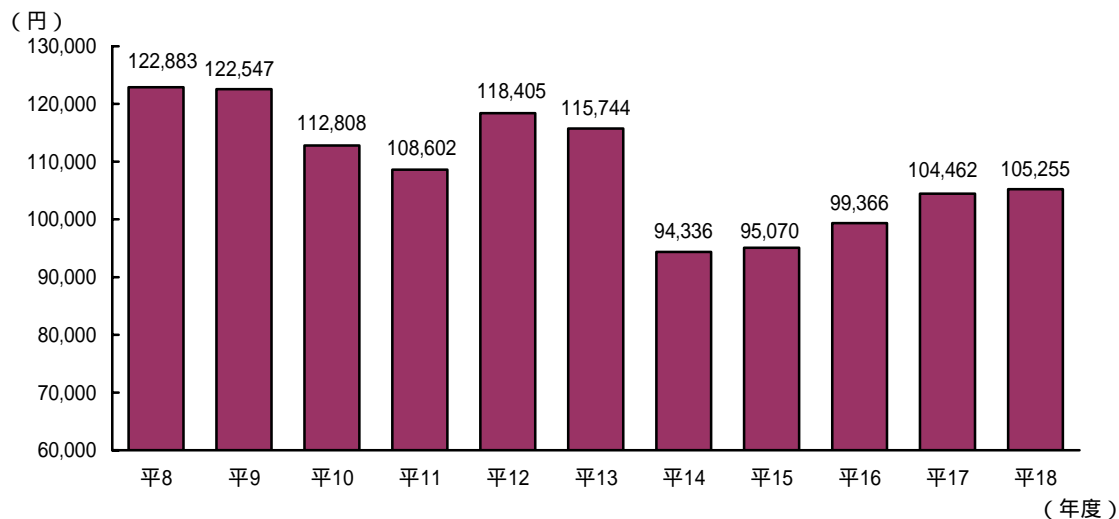


(注) 各比率の算出に用いる歳入総額は、借換債を除いています。

## 県民負担の状況

県財政に大きな位置を占める県税を県民1人あたりに換算しますと、平成17年度決算額で104,462円となり、前年度と比べると、5,096円増加していますが、平成13年度以前と比べると、なお低い水準にあります。

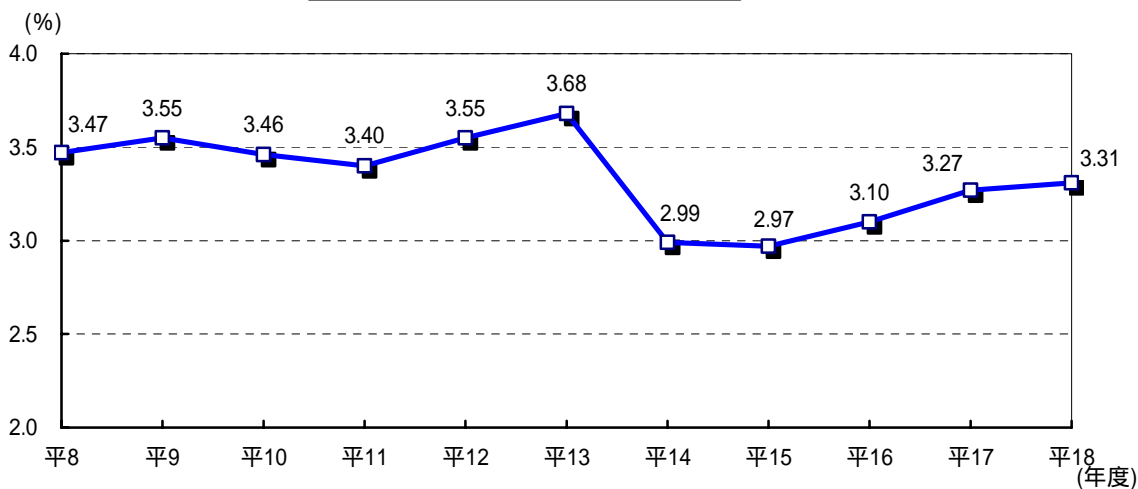
県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成18年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成12年度および平成17年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率を見ると、平成13年度までは3.5%前後で推移していましたが、平成14年度に3%程度の水準となり、以降、少しずつ上昇する傾向となってきています。

県民所得に対する県税負担率の推移



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成18年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成15年度までは実績推計値、平成16年度および平成17年度は回帰分析による見込値、平成18年度は平成17年度の数値)で除したものです。

付表 第3表 平成16年度～平成18年度県税収入状況 57ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 58ページ



### (3) 歳出決算額

#### 目的別決算額

財政構造改革の取り組みなどから、歳出決算規模が年々縮小している中で、琵琶湖環境費で前年度に比べて31.8%、商工労働費で12.9%、県民文化生活費および公債費で8.8%、農政水産業費で7.1%、土木交通費で3.8%それぞれ減少しています。

決算額の構成比は、教育費が全体の25.8%(前年度24.8%)を占め、以下、土木交通費14.8%(同14.6%)、公債費13.6%(同14.2%)、健康福祉費11.5%(同11.0%)と続いています。

#### 総務費

福祉・教育振興基金の積立金が、前年度に比べ14億3,564万6千円増加したことなどにより、全体として21億7,282万7千円、11.2%の増となりました。

#### 県民文化生活費

被災者生活支援基金や南部上水道供給事業への出資金が減少したことなどにより、全体として8億9,125万円、8.8%の減となりました。

#### 琵琶湖環境費

琵琶湖・環境科学研究センター整備事業費や造林公社貸付金が減少したことなどにより、全体として81億5,878万8千円、31.8%の減となりました。

#### 商工労働費

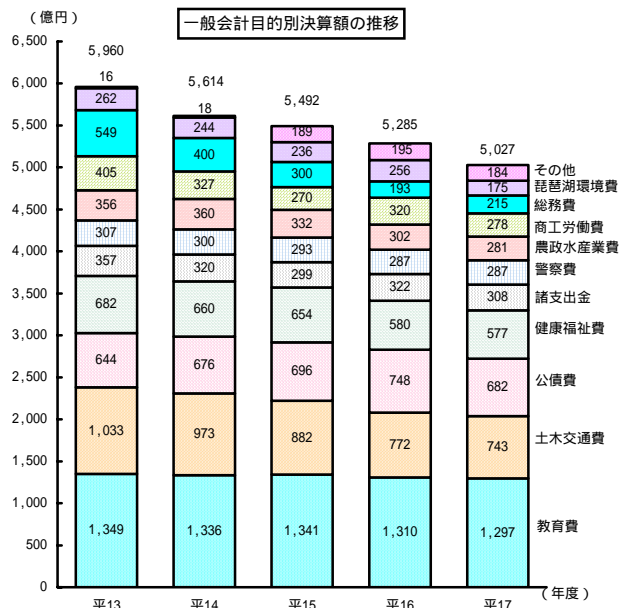
中小企業振興のための貸付金が減少したことなどにより、全体として41億919万6千円、12.9%の減となりました。

#### 土木交通費

土地開発基金への積立金が前年度に比べ50億円増加しましたが、道路事業費や街路事業費の減少などにより、全体として29億422万5千円、3.8%の減となりました。

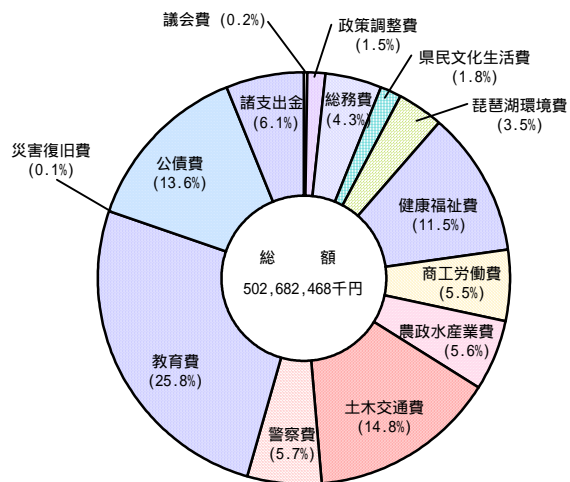
#### 公債費

近年の金融情勢から、低金利で借り入れた県債の残高が増加し、支払子額が前年度に比べ減少したことに加え、NTT債の償還額が減少したことなど、県債の元金償還額も減少したことから、全体として65億9,368万7千円、8.8%の減となりました。



(注) 本グラフは、各年度の款別決算額により作成しています。ただし、組織改編等により、年度間で目的区分の変動がありますので、平成17年度に合わせて調整しているところがあります。

歳出決算額の目的別(款別)構成図



## 性質別決算額

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費とも減少しましたが、歳出決算規模も前年度に比べ縮小したことから、義務的経費の構成比は、前年度に比べ 0.2 ポイント上昇して 49.4% となり、引き続き、財政の硬直化が進んできています。

投資的経費については、財政危機回避のための改革プログラムに沿った取り組みにより、普通建設事業費が減少したことなどから、前年度に比べ 12.7% の減となりました。

その他の経費については、積立金、繰出金、補助費等が増加していますが、経費節減などの取り組みにより、物件費が減少したことから、全体で前年度に比べ 0.2% の減となりました。

### 普通建設事業費

財政危機回避のための改革プログラムに沿って、引き続き投資的経費の重点化に取り組んだ結果、前年度に比べ 137 億 2,509 万 9 千円、12.7% の減となりました。

**補助事業費：** 治山事業や街路事業などの公共事業をはじめ、老人福祉施設整備などが減少したことから、前年度に比べ 62 億 7,833 万 5 千円、13.3% の減となりました。

**単独事業費：** 膳所高等学校改築による増があったものの、鉄道整備促進事業や琵琶湖・環境科学研究センター整備、道路事業、街路事業などが減少したことから、前年度に比べ 80 億 7,665 万 6 千円、17.2% の減となりました。

**国直轄事業負担金：** 河川事業などの増により、前年度に比べ 6 億 418 万 5 千円、5.0% の増となりました。

### 人件費

退職手当が前年度に比べて減少したことなどから、全体で 34 億 215 万円、1.9% の減となっています。

### 扶助費

生活保護費が、市町村合併により市に事務が移管したことなどから減少し、扶助費全体として 17 億 4,741 万 8 千円、19.8% の減となりました。

### 公債費

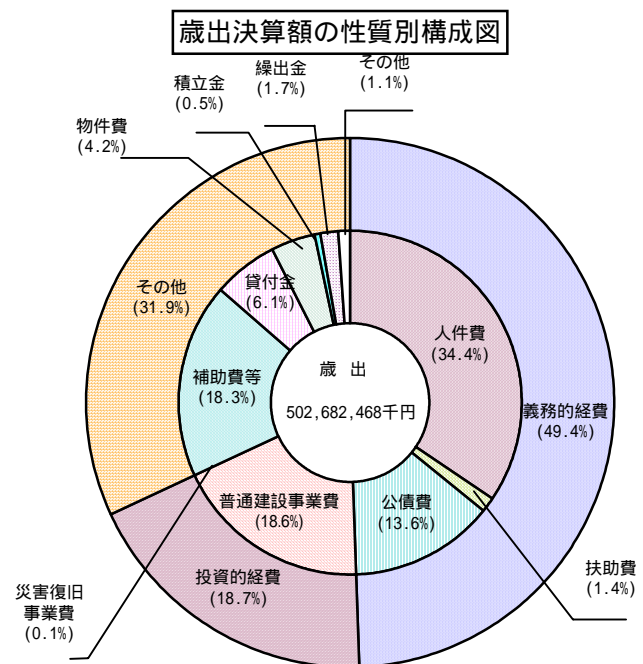
NTT債の償還額の減少などによる元金償還額の減などにより、全体で 65 億 7,012 万 1 千円、8.8% の減となりました。

### 積立金

福祉・教育振興基金の積立額の増などにより、全体で 10 億 6,819 万 5 千円、70.8% の増となりました。

### 繰出金

流域下水道事業への繰出金の減などがあったものの、土地開発基金への積立額の増などにより、全体で 39 億 6,895 万 8 千円、83.8% の増となりました。





## 特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は 1,777 億 8,702 万円、歳出決算額は 1,726 億 5,526 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 51 億 3,175 万 4 千円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町が行う公共施設等の整備事業に対して、12 億 9,690 万円を貸し付けました。
母子および寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母または寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、223 件、1 億 447 万 1 千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化を図るため、滋賀県産業支援プラザが行う小規模企業者等設備導入資金貸付事業の原資として 1,000 万円を貸し付けました。
農業改良資金貸付事業	農業経営の改善や農業後継者の育成を図るための資金として、5 件、2,206 万円を貸し付けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として 1 億 9,500 万円を貸し付けました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,053 億 5,805 万円の元利償還を行いました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るため下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金 3 億 337 万円を償還しました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として 167 億 4,939 万円を支出するとともに、現在汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。
公営競技事業	収益事業として経営している競艇事業の経費に 256 億 5,140 万円を支出するとともに、県民の福祉の向上につながる諸事業の財源として、2,000 万円を一般会計に繰り出しました。

## 普通会計決算の概要

### 決算収支の状況

平成 17 年度の普通会計決算額は、前年度に比べて、歳入で 254 億 4,043 万 8 千円、4.9%の減、歳出では 224 億 5,981 万 4 千円、4.4%の減となっており、決算規模は 5,000 億円を割り込みました。実質収支は、前年度に比べて 1 億 1,623 万 1 千円減の 1 億 1,139 万 6 千円となりましたが、実質単年度収支は財政調整基金の取り崩しをしなかったことから、4 億 9,610 万 2 千円とプラスに転じました。

(単位：千円・%)

区 分	平成 17 年度		平成 16 年度	
	決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	498,218,660	95.1	523,659,098	95.1
歳 出 総 額 B	491,506,719	95.6	513,966,533	94.9
歳入歳出差引額 (A - B) C	6,711,941	69.2	9,692,565	103.1
翌年度へ繰越すべき財源 D	6,600,545	69.7	9,464,938	103.8
実 質 収 支 額 (C - D) E	111,396	48.9	227,627	80.0
単年度収支額(E - 前年度のE) F	116,231	-	56,954	-
財 政 調 整 基 金 積 立 額 G	612,333	91.3	670,368	21.1
財 政 調 整 基 金 取 崩 額 H	-	皆減	3,257,000	皆増
実質単年度収支額 (F + G - H)	496,102	-	2,643,586	-

#### 【解説】

普通会計は、一般会計と公営事業会計（公営企業会計および収益事業会計）以外の特別会計をあわせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに、各会計の範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計ベースは、一般会計と 13 の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業と収益事業会計である公営競技事業を除く会計を合わせて、重複控除等を行い、純計額で表したものとなります。

なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2 ページ参照）より小さくなっていますが、これは普通会計では一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複控除を行っていることによるものです。

付表 第 8 表 平成 17 年度普通会計歳入決算状況 60 ページ

第 9 表 平成 17 年度普通会計目的別歳出決算状況 61 ページ

第 10 表 平成 17 年度普通会計性質別歳出決算状況 61 ページ

## 財政指標から見た滋賀県財政

### 平成 17 年度普通会計決算による財政指標

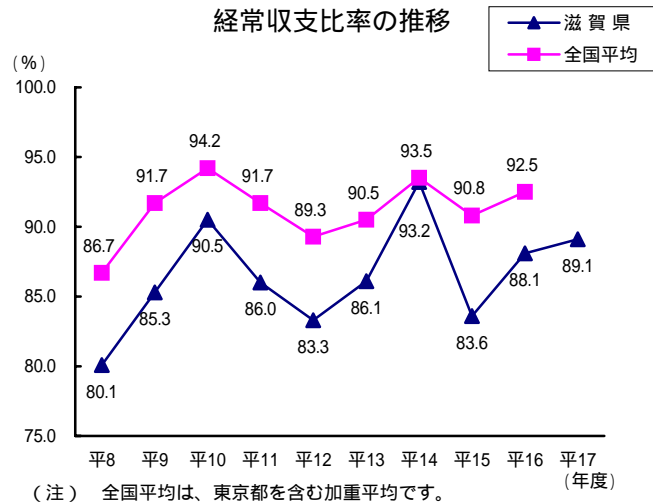
#### 滋賀県

経常収支比率	89.1%
公債費負担比率	19.8%
実質公債費比率	13.7%
起債制限比率	12.3%
財政力指数	0.449

### 経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や地方交付税など毎年度経常的に収入される用途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す割合で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

### 経常収支比率の推移

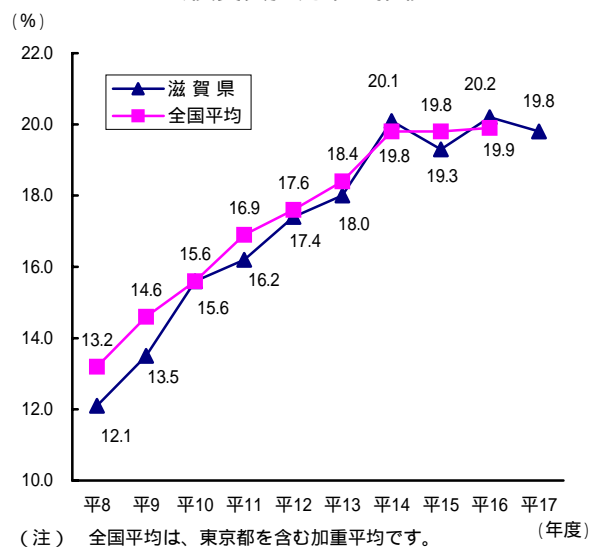


### 公債費負担比率

借入金である県債の返済（公債費）に使われた一般財源（県税や地方交付税などの用途の特定されない財源）の、一般財源総額に占める割合を示すもので、その負担の程度や財政構造の弾力性を見ることができます。この比率が高い場合は、用途が特定されず自由に使える財源の多くが借入金の返済に充てられることとなり、その他の事業に使える財源が少ないことを示しています。

一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

### 公債費負担比率の推移

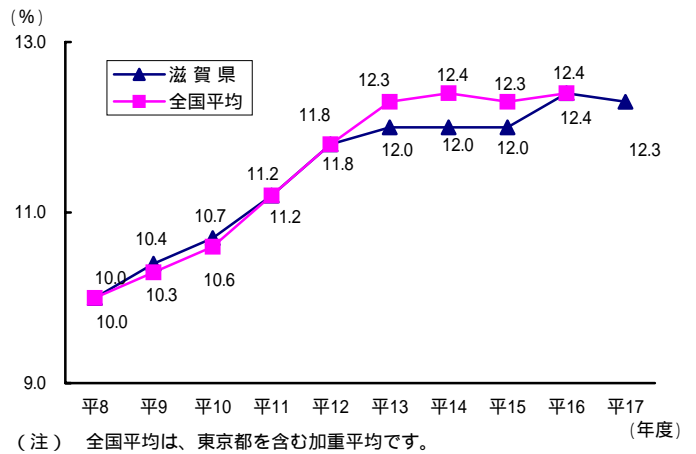


## 起債制限比率

公債費や公債費に準じる債務負担行為に係る支出に使われた県税や普通交付税などの用途の特定されない一般財源が、その団体の標準的な財政規模に占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。

この比率が20%以上の団体については、地方債の発行が制限されます。

起債制限比率の推移



## 実質公債費比率

県税や普通交付税などの用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。(平成17年度 13.7%)

これは、平成18年度から地方債の発行に際して、地方債協議制度が導入され、その基準として設けられたものです。この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、また25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

### 実質公債費比率と起債制限比率の相違点

実質的な公債費を算定対象に追加

- ・ 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰り出しを算入。
- ・ P F I や地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費に準じた経費を算入。

満期一括償還方式の地方債にかかるルールを統一

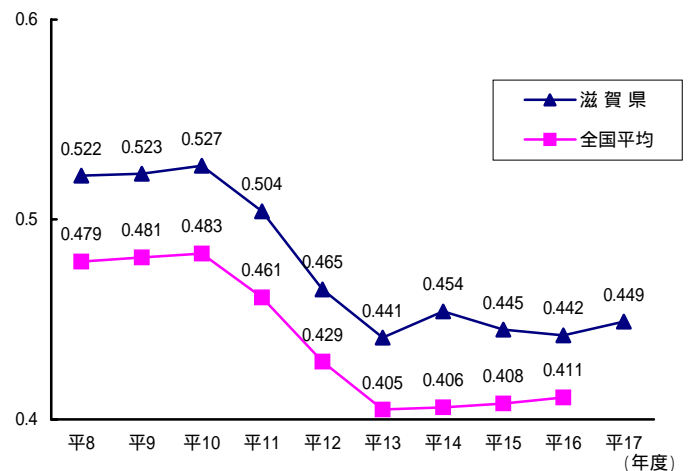
- ・ 県債管理基金積立額を全ての地方公共団体に共通する統一的なルールで算入。
- ・ 県債管理基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映。

## 財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した割合で、財政運営の自主性の大きさ(財政力)を表す指標として用いられます。

この数値は、1に近いか1を超えるほど財源に余裕があることを示しています。

財政力指数の推移



(参考)

**経常収支比率**

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

**公債費負担比率**

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源の額}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

**実質公債費比率**

$$\text{実質公債費比率} = \left( \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \right) \text{の3カ年分合計} \times 1 / 3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金(次の ~ を除く。公営企業債の元利償還金、繰上償還を行ったもの、借換債を財源として償還を行ったもの、満期一括償還方式の場合の元金償還金、利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)
- B = 元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)  
「準元利償還金」とは、満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。
- C = AまたはBに充てられた特定財源
- D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E = 標準財政規模
- F = 臨時財政対策債発行可能額

**起債制限比率**

$$\text{起債制限比率} = \left( \frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \right) \text{の3カ年分合計} \times 1 / 3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金(公営企業債分および繰上償還分を除く。)  
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。)  
五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出
- B = Aに充てられた特定財源
- C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された額
- D = 標準財政規模
- E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された額
- F = 臨時財政対策債発行可能額
- G = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

**財政力指数**

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$